

令和2年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係:工事)

令和 2年 7月
北陸地方整備局 港湾空港部

【適用時期】

○本資料に関する見直しは、**令和2年7月1日以降に公告(告示)する案件より適用**します。

【留意事項】

- 本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。
- 個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。
- 問い合わせ窓口:北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

令和2年度総合評価落札方式の評価改訂事項

《改訂内容》

1. 作業船等の評価(変更)

〔作業船評価加算点の増〕

2. 海洋・港湾構造物設計士の評価(変更)

〔専門性の高い技術者資格(民間技術者資格)活用の推進〕

3. i-Construction大賞および建設マスターの評価(新規)

〔国土交通大臣表彰、顕彰等の評価〕

4. 災害対策関係功労者表彰の評価(新規)

5. 改訂点を踏まえた評価表の変更について

1. (変更)

総合評価における作業船保有の評価方法について

- 作業船を使用する工事を対象とし、工事に使用する作業船の保有形態、新造、環境性能を総合評価にて評価する。
- 新造及び環境性能の加点を増やし、新造等の作業船の評価を高める。

○総合評価における評価点の見直し

評価点について、保有形態は現状と同じ2点満点とし、新造は3点満点、環境性能を2点満点と加点を増やす。

【現状】

項目	配 点			最 大 (①+②or①+③)
	保有形態①	新 造② ^{※3}	環境性能③ ^{※3}	
自社保有	2.0[1.0]	2.0[1.0]	1.0[0.5]	4.0[2.0]or3.0[1.5]
共有 ^{※1}	2.0[1.0]	2.0[1.0]	1.0[0.5]	4.0[2.0]or3.0[1.5]



【変更】

項目	配 点			満 点 (①+②or①+③)
	保有形態①	新 造② ^{※3}	環境性能③ ^{※3}	
自社保有	2.0[1.0]	3.0[1.5]	2.0[1.0]	5.0[2.5]or4.0[2.0]
共有 ^{※1}	2.0[1.0]	3.0[1.5]	2.0[1.0]	5.0[2.5]or4.0[2.0]

※1 共有(共同保有)の評価については、保有比率又は保険支払比率に応じて加点する。

※2 点数は「企業の能力等」「技術者の能力等」「地域貢献度・精通度等」の合計が40点の場合。

[]内は「企業の能力等」「技術者の能力等」「地域貢献度・精通度等」の合計が20点の場合。

※3 『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない。[評価は①+②または①+③とする]

【補足】評価対象作業船の保有形態について

1) 評価項目

- ・ 自社保有船舶(共有船舶含む)使用の有無
- ・ 新造船(平成22年7月以降に建造した船舶)
- ・ 環境性能の高い自社保有船(共有船舶含む)又は下請作業船使用の有無

2) 保有形態(自社保有、共有)の定義の明確化

① 自社保有船舶

- ・ 申請者が100%保有している船舶
- ・ 親会社(申請者)が50%以上の株式を保有している子会社が保有する船舶
- ・ ファイナンスリース※を行っている船舶

※子会社がその船舶を100%保有している場合に限る。

※ファイナンスリース: 便宜上、リース会社が建造・保有している船舶であって、実態として借り手(ユーザー)が建造費を含めたリース料を支払いつつ、自社船と同等の維持、使用を行う船舶。

② 共有船舶

- ・ 当該船舶の保有あるいは保有船舶の現行機能を保持するにあたり、新造、改良、又は機能追加のために必要となる経費を申請者を含む複数の者で負担している船舶。

【総合評価における評価方法の見直し】

- 「登記簿」での保有比率、機器購入、新造への出資比率に区分を設定し、加点することに変更する。
- 保有形態の評価に、船舶の管理運営状況を示す「海上保険証券」の支払比率を追加し、比率による加点区分を設けた。

○『保有形態』の評価方法は、以下のとおり「登記簿」の保有比率又は、「海上保険証券」の保険支払比率に応じて加点する。

- 1位 登記簿の保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上 (2.0点)
- 2位 登記簿の保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満 (1.0点)
- 3位 登記簿の保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満 (0.5点)

⇒証明資料: 「登記簿」、「海上保険証券」

○『新造』の評価は、以下のとおり平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に応じて加点する。なお、加点期間は、新造後15年※を標準とする。

- 1位 出資持ち分比率が50%以上 (3.0点)
- 2位 出資持ち分比率が20%以上50%未満 (1.5点)
- 3位 出資持ち分比率が20%未満 (0.5点)

⇒証明資料: 「登記簿」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」

○『環境性能』の評価方法は、以下のとおり作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の取替等に関わる企業の出資比率に応じて加点する。なお、加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年※、中古船については建造後15年※を標準とする。

- 1位 出資持ち分比率が50%以上 (2.0点)
- 2位 出資持ち分比率が20%以上50%未満 (1.0点)
- 3位 出資持ち分比率が20%未満 (0.5点)

⇒証明資料: 「登記簿」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」

「新造船」および「環境性能」の考え方

令和元年度より、新造船を含めた環境性能による作業船保有の評価を行っているところであるが、『新造船』および『環境性能』の適用については、下記のとおり。

■新造船

- ・『新造』の評価は、平成22年7月以降に自ら「新造」し、かつ作業船の財産を保有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足するものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に2.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、新造後15年を標準とする。

⇒ 証明資料: 「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

■環境性能

- ・『環境性能』の評価は、作業船を保有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる企業の出資比率に1.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年を標準とする。

⇒ 証明資料: 「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正(平成22年7月施行)

対象主作業船一覧表

下表に示す主作業船のうち原動機が設定されている船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バー吉安ローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

(出典) 港湾請負工事積算基準2-1-(16)「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

2. (変更)

総合評価での海洋・港湾構造物設計士の評価について

- 港湾構造物の品質確保と円滑な施工を実施するとともに、当該工事における現場不一致等への迅速な対応を図るため、**工事全般の施工管理等の職務を担う配置予定監理技術者(技術指導者含む)の有益な資格として、「海洋・港湾構造物設計士」を加点評価の対象資格に追加する。**
- 総合評価の『技術者の能力等』において加点評価を行う。

(例)

評価項目		評価基準	作業船評価対象	
⑥過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	同種性	より同種性の高い工事の実績あり	4	6
		同種性の高い工事の実績あり	2	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
	立場	監理(主任)技術者、現場代理人又は専任補助者として従事	2	
		担当技術者として従事	0	
⑦過去5ヶ年度の全地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点(監理(主任)技術者、現場代理人又は専任補助者に限る)		80点以上	6	6
		78点以上80点未満	5	
		76点以上78点未満	4	
		74点以上76点未満	3	
		72点以上74点未満	2	
		70点以上72点未満	1	
		70点未満又は実績なし	0	
⑧過去4ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良建設技術者表彰、または過去2ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰を受けた工事の監理(主任)技術者の配置 ※重複加点しない。	局長表彰あり	3	3	
	事務所長表彰あり	2		
⑨過去1ヶ年度における継続教育(CPD)の取り組み状況、又は専門性の高い資格(港湾構造物工事に限り、海洋・港湾構造物設計士の資格も可)から選択。	CPDの場合:20単位以上の取得あり 専門性の高い資格の活用(港湾構造物工事に限り、海洋・港湾構造物設計士の資格も追加):資格の有無	1		

(例)

評価項目	評価基準	配点
専門性の高い資格(海上構造物工事に限り、海洋・港湾構造物設計士の資格も可)	「海洋・港湾構造物設計士」の資格の取得あり	1.0
	「海洋・港湾構造物設計士」の資格の取得なし	0

※原則、港湾構造物(岸壁、護岸、防波堤等)を施工する工事を対象とする。

(参考)上記と同様に有益な資格等として、「CPD(継続教育)」や、専門性の高い資格「海上工事施工管理技術者」等も評価対象であるが、**各資格の重複評価は行わない。**

3. (新規)

i-Construction大賞および建設マスター等の評価について

- i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)について、一位評価として全地方整備局等で行う。(地整局長表彰は、従前通り整備局等管内のみの評価とする)。
- 元請け又は下請けの配置予定現場従事者が、『建設ジュニアマスター』又は「建設マスター」を顕彰している場合に加点評価する。

(例) 【施工能力評価型Ⅱ型】

評価項目	評価基準	配点		
		作業船評価対象		
①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	5	5	
	同種性の高い工事の実績あり	3		
	同種性が認められる工事の実績あり	0		
②過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点	80点以上	6	6	
	78点以上80点未満	5		
	76点以上78点未満	4		
	74点以上76点未満	3		
	72点以上74点未満	2		
	70点以上72点未満	1		
	65点以上70点未満又は実績なし	0		
	65点未満	-5		
③過去〇ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)等の各表彰	工事成績評定優秀企業認定(1ヶ年)	認定あり	0.5	最大 加点数 2.5
	優良工事表彰(参加要件の工種区分)(2ヶ年)	局長表彰あり	1	
		事務所長表彰あり	0.5	
	災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)(2ヶ年)	局長表彰あり (※優良工事との重複評価はしない)	1	
		i-Construction大賞(2ヶ年)	i-Con大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)あり (※優良工事表彰、安全優良工事表彰と同一工事の場合は重複評価はしない)	
安全管理優良受注者表彰(2ヶ年)	表彰あり	1		
④新技術等に対する取り組み	NETIS登録「-V(-VR-VEを含む).A」技術又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術の活用あり	1	1	
⑤優良工事の下請者表彰および現場技能者等の配置	優良工事における下請負者表彰(2ヶ年)	表彰あり	0.5	最大 加点数 1.5
	登録基幹技能者等の配置・建設マスター等の顕彰 ※技能者申請は元請所属でも可	登録海上起重基幹技能者・建設マスター	1	
		海上起重作業管理技士・建設ジュニアマスター	0.5	

(例)

評価項目	評価基準	配点	
優良工事表彰(参加要件の工種区分)(2ヶ年)	局長表彰あり	1.0	1.0
	事務所長表彰あり	0.5	
i-Construction大賞(2ヶ年)	i-Construction大賞 国交大臣賞、優秀賞)あり	1.0	

※整備局長表彰と同等の評価とする。なお、i-Construction対象で受賞した同工事については、重複した加点評価は行わない。

(例)

評価項目	評価基準	配点
登録技能者等の配置・建設マスター等の顕彰	・海上基幹起重基幹技能者 ・建設マスター	1.0
	・海上起重作業管理技士 ・建設ジュニアマスター	0.5

※原則、若手技術者登用促進型(工事)を全て対象
※技能者申請は元請所属でも可

4. (新規) 災害対策関係功労者表彰の評価について

【目的】

・災害発生時の航路啓開や港湾施設等復旧を迅速に推進するため、北陸地方整備局(港湾空港部)との災害協定に基づく相互協力体制の強化を図るべく、総合評価において災害対応の活動実績について評価する。

【評価対象】

・北陸地方整備局港湾空港部との協定、または要請に基づく災害対応活動により、北陸地方整備局長からの災害対策関係功労者表彰企業を対象に加点評価する。ただし、優良工事表彰との重複評価は行わない。

○総合評価における加点条件

- ①北陸地方整備局港湾空港部との協定の有無(団体・協会等への加盟状況)
- ②北陸地方整備局港湾空港部との協定、もしくは要請への対応として災害対策活動の実績を有し、北陸地方整備局長から「災害対策関係功労者表彰」を受賞した企業

○確認方法

□確認方法;表彰状の写し(コピー)の提出

○評価内容

□優良工事表彰と同水準の価値であるものとして評価する。(加点期間は2年)

(例)

評価項目	評価基準	配点
優良工事表彰 (参加要件の工種区分)(2ヶ年)	局長表彰あり	1.0
	事務所長表彰あり	0.5
災害対策関係功労者表彰 (港湾空港関係)(2ヶ年)	局長表彰あり(※)	1.0

※優良工事表彰との重複評価は行わない。

評価項目	評価基準	配点		
		作業船評価対象		
①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	5	5	
	同種性の高い工事の実績あり	3		
	同種性が認められる工事の実績あり	0		
②過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点	80点以上	6	6	
	78点以上80点未満	5		
	76点以上78点未満	4		
	74点以上76点未満	3		
	72点以上74点未満	2		
	70点以上72点未満	1		
	65点以上70点未満又は実績なし	0		
	65点未満	-5		
③過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)等の名	工事成績評定優秀企業認定(1ヶ年)	認定あり	0.5	
	優良工事表彰(参加要件の工種区分)(2ヶ年)	局長表彰あり	1	1
		事務所長表彰あり	0.5	
	災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)(2ヶ年)	局長表彰あり(※優良工事表彰と重複評価はしない。)	1	最大 加点数 2.5
	i-Construction大賞(2ヶ年)	i-Con大賞(国交大臣賞、優秀賞)あり	1	
安全管理優良受注者表彰(2ヶ年)	表彰あり	1		
④新技術等に対する取り組み	NETIS登録「-V(-VR,-VEを含む),A」技術又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術の活用あり	1	1	
⑤優良工事の下請者表彰および現場技能者等の配置	優良工事における下請者表彰(2ヶ年)	表彰あり	0.5	最大 加点数 1.5
	登録基幹技能者等の配置・建設マスター等の顕彰	登録海上起重基幹技能者・建設マスター	1	
	※技能者申請は元請所属でも可	海上起重作業管理技士・建設ジュニアマスター	0.5	

5. 改訂点を踏まえた評価表の変更点について

【評価表の変更目的】

(1)表彰評価の最大加算点について

・表彰関係評価については、新たな評価対象追加の都度、全体の加算点合計を考慮して評価表の改訂を行ってきているが、今回の改訂では新たに2項目増え、全体加算点合計に対するバランスの維持が課題になってきている。このため、今後の改訂等も見据え、表彰関係評価は、発注型式毎に表彰関係の最大合計加算点を定めた評価方法に変更する。

(2)施工体制計画の評価について

・現行の施工体制計画に対する評価については、「優良工事における下請負者表彰」の配置を評価対象としているところであるが、現場技能者等(基幹技能者、建設マスター等)の配置計画評価を加えた「企業能力+技能者能力」とする評価として、発注型式毎に最大加算点を定めた評価方法に変更する。

(例)

評価項目	評価基準	配点				
		作業船評価対象		作業船評価非対象(港湾土木)		
①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	5	5	4	4	
	同種性の高い工事の実績あり	3		2		
	同種性が認められる工事の実績あり	0		0		
	②過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工程区分)の平均請負工事成績評定点	80点以上	6	6	6	6
		78点以上80点未満	5		5	
		76点以上78点未満	4		4	
		74点以上76点未満	3		3	
		72点以上74点未満	2		2	
		70点以上72点未満	1		1	
		65点以上70点未満又は実績なし	0		0	
65点未満	-5	-5				
③過去〇ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)等の各表彰	工事成績評定優秀企業認定(1ヶ年)	認定あり	0.5	1	最大加点数 4	
	優良工事表彰(参加要件の工程区分)(2ヶ年)	局長表彰あり	1	1		2
		事務所長表彰あり	0.5			1
	災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)(2ヶ年)	局長表彰あり (※優良工事との重複評価はしない。)	1	最大加点数 2.5		2
	i-Construction大賞(2ヶ年)	i-Con大賞(国交大臣賞、優秀賞)あり	1			2
	安全管理優良受注者表彰(2ヶ年)	表彰あり	1			1
④新技術等に対する取り組み	NETIS登録「-V(-VR,-VEを含む)A」技術又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術の活用あり	1	1	1	1	
⑤優良工事の下請者表彰および現場技能者等の配置	優良工事における下請負者表彰(2ヶ年)	表彰あり	0.5	最大加点数 1.5	0.5	最大加点数 1.0
	登録基幹技能者等の配置・建設マスター等の顕彰	登録海上起重基幹技能者・建設マスター	1		0.5	
	※技能者申請は元請所属でも可	海上起重作業管理技士・建設ジュニアマスター	0.5		0.25	

(1)表彰評価

(2)施工体制計画の評価

5. 改訂点を踏まえた評価表の変更点について

〔建設マスター、建設ジュニアマスター申請時の注意点〕

【加点表の例】

評価項目		評価基準	配点			
			作業船評価対象		作業船評価非対象 (港湾土木)	
⑤下請表彰企業および現場技能者等の配置	優良工事における下請負者表彰(2ヶ年)	表彰あり	0.5点	最大 加点数 1.5	0.5点	最大 加点数 1.0
	登録基幹技能者等の配置・建設マスター等の顕彰 ※技能者申請は元請所属でも可	登録海上起重基幹技能者、建設マスター	1.0点		0.5点	
		海上起重作業管理技士、建設ジュニアマスター	0.5点		0.25点	

(1) 最大加点[1.5点]の例

工事名	優良工事における下請負者表彰(2ヶ年)						
防波堤築造工事	表彰あり		0.5点	加点計 3.0点	最大加点 1.5	評価点 1.5	
	技能者の申請						
	登録海上起重基幹技能者	1.0点	建設マスター(潜水工)				1.0点
	海上起重作業管理技士	0.5点	建設ジュニアマスター(建設機械運転(海上))				0.5点

建設マスターと建設ジュニアマスターの申請は両方評価。
(※各ランクにおいて1名を評価。)

(2) 最大加点[1.0点]の例

工事名	優良工事における下請負者表彰(2ヶ年)						
ケーソン製作工事	表彰あり		0.5点	加点計 0.75点	最大加点 1.0点	評価点 0.75点	
	技能者の申請						
	登録海上起重基幹技能者	0.5点	建設マスター(鉄筋工)				0.5点
			建設マスター(コンクリート工(※圧送))				0.5点
海上起重作業管理技士	0.25点	建設ジュニアマスター(鉄筋工)	0.25点				

同じランクでの複数名申請評価は職種に関係なく1名分のみ。

ランクが違えば同一職種であっても評価対象。